

かわさき市民オンブズマン
会 報 第48号
隔月発行 2005年8月1日

主張 代表幹事 篠原義仁 2

2004年度決算は5億6600万円に 川崎市（毎日新聞2005年7月30日） 3

川崎市の天下り職員調査報告 望月文雄 4

KCT訴訟準備書面 7

市は何故金食い道路に固執するのか 鈴木久夫 8

川崎市が土日出勤手当廃止へ（毎日新聞2005年7月1日） 9

卍字路

竹島は誰のものか？ 黒田達郎 10

靖国神社とは 佐々木玲吉 11

公害裁判の和解を口実にした

公害まきちらしと税金ムダ遣いの国道一号拡幅計画 昼間忠男 12

道警 内部告発者の保護制度始動（朝日新聞2005年6月28日） 13

ホームページの衣替えをしました 川口洋一 14

お知らせ 14

第12回 全国市民オンブズマン別府大会 15

編集後記

ホームページの衣替えをしました。
(本誌14ページ参照)

主 張

監査委員制度の改善のために

代表幹事 篠原 義仁

① 地方行政の公正・民主的な運営は、第一に地方自治体の手によって、第二に市議会の監視によって、第三に監査委員制度の健全な機能の発揮によって維持される必要がある。

地方自治法 195 条は、政令指定都市の監査委員は 4 名と定め、市長が議会の同意を得て「有識者」から任命し、その 4 名のうち 2 名又は 1 名は議員から充てることとしている。これを具体的に川崎に照らしていうと、議員が 2 名（慣例で議会の第 1 党、第 2 党から議長、副議長を選出、第 3 党、第 4 党から監査委員を選出。現在は公明党、共産党から監査委員を選出）で、弁護士出身が 1 名、市職員経験者が 1 名となっていて（任期 4 年。議員以外の「有識者」委員は高額な給与支給）、いわゆる「天下り」職員の指定席として監査委員枠があり、地自法 199 条の 3 をうけて、その「天下り」職員が代表監査委員に就任している。

② 地自法 199 条 11 号は、監査は「監査委員の合議」によると規定しているが、川崎市の場合は、全国的にみても異例な「慣習」を作り、「監査委員間で意見が一致せず決定ができない」として、「監査結果」を出さずに実質的に棄却の言い渡しを行っている。マスコミの調査によると「合議不一致」による実質棄却は、かわさき市民オンブズマンの申立てした監査請求に限るということで、その異常な対応振りが顕著となっている。

ところで、監査結果の通知には、川崎の場合、監査委員の賛否両論の意見が付されることになっているが、監査請求に係る意見陳述

の場での監査委員とのやりとりからして、だれがどの意見の持ち主かは概ね推定できる。共産党選出の監査委員が税金のムダ遣いの追及には厳しく、他方、「天下り」委員は、川崎市「答弁」に添って意見を述べ、全て監査請求棄却でその「スジ」を貫いている。従って、市の意のままとなる「天下り」職員の配置を行えば、監査委員制度は法の趣旨を逸脱して「機能まひ」に陥る。

③ しかし、監査請求の結論が正当であればいいが、実態はどうであろうか。かわさき市民オンブズマンが監査請求を行った、下水道談合、水道メーター談合、川崎縦貫道汚職、南伊豆保養所用地買受け差止、KCT 会社整理請求は、いずれも「意見不一致」（従って、オンブズマン見解を支持した監査委員もいる）で実質上棄却となったが、それを經由しての住民訴訟では、オンブズマン側が勝利判決をえたり、勝利の和解をかちとったりして事件は解決するに至っている。すなわち、オンブズマン主張が正当で、監査委員制度の機能がまひしていることが明らかになっている。

通常なら、これら裁判の結果を受けて監査委員自らが、監査の仕方、証拠収集方法、分析検討能力につき何らかの反省があるべきだが、全くその反省はない。

もはや、監査委員制度を抜本的に改善するしかない。

④ 私たちは、従前から、「天下り」問題の解決（天下り禁止）とともに、自省能力、自浄能力を欠いた監査委員（全員ではなく、判断を誤った委員）につき、その取り替えをど

う図ってゆくのかを緊急の課題として提起している。

弁護士出身であっても、監査委員制度や地方財政の分析に詳しい委員を選任したり、市議員も2名でなく1名にし、残りの1名を外部監査委員制度がそれなりに機能している経験に学び、地方財政に精通している会計士・税理士からの選任を図ることが工夫されてよい。

また、法が規定する「意見陳述」の手続も、裁判形式の対審構造にして、請求者（オンブズマン）と回答者（川崎市）との直接のやりとり、問答をも保証する仕組みを構築してもよい。意見陳述後、監査委員が独自に入手した資料、もしくは合議の進行上提起された論点につき、補充的に請求人から意見を聞き、補充立証させることも追求されてよい。補充意見の聴取は、「実質、監査請求棄却、しかし、住民訴訟でオンブズマン勝訴」のパターンを確実に減少させ、監査委員制度の機能向上に役立つ。

さらに、監査委員を支える事務局体制の抜本的な改善が要求される。現在の事務局は、川崎市職員が監査委員会に配置、派遣され、一定期間を経て再び川崎市職員に戻るシステムとなっている。市職員の「天下り」委員の配置と市職員の「腰掛け人事」による事務局配置が重なり、川崎市「答弁」に迎合した体制が確立している。

従って、事務局の自主性、自立性を確保し、監査委員制度が法の趣旨に則って進行するよう、その人事も独自の判断のもとに改善される必要がある。

その際、監査委員の常勤は1人であり（「天下り」の禁止は前述したとおり）、非常勤の監査委員を補佐し、組織体としての調査能力と分析能力を高めるために、その人事の拡充が求められている。同時に予算措置をとり、法199条の趣旨を貫徹させるために事務的職員だけでなく、地方財政の財務、運営に

係る専門的知識を有する強力なスタッフを監査委員会の下に、自主性、中立性をもたせて配置する必要がある。

⑤ 私たち手作りオンブズマンの外に、官制オンブズマンが存在し、「税金の支出」の割には機能していない実態が市民レベルに知られていないのと同様に、監査委員制度の実態も市民には余り知られていない。

行政自身として広報を徹底し、また、私たちの宣伝活動のなかで、現実に「機能まひ」している実態が、国民的規模で理解される必要がある。もっともっと市民として監査委員とその制度に目を向け、委員の選任でも、経歴等の資料を公開させ、公聴会要求をしたり、任期の中間時での実績説明会を求めたりして、注視の目をそそぐことが求められている。

市長任せの選任でなく、監視こそ改善の出発点である。常勤の監査委員、弁護士枠の監査委員には高額な収入が保証をされているのであり、これが機能していなければ、これも「税金のムダ遣い」として鋭い批判を展開してゆく必要がある。

04年度決算は
5億6600万円に
川崎市

川崎市は29日、04年度決算（見込み）を発表した。一般会計の実質収支額は前年度比5100万円増の5億6600万円だった。しかし、歳入の柱の市税収入は3年連続で減少。市債残高は初めて9000億円を突破。依然、厳しい財政状況が続いている。

一般会計の歳入総額は5134億円で03年度比12%減。大幅な減少額は市債による歳入が約553億円、少なくなった。また、市税収入は2548億円で、03年度に比べ3億6700万円減少。法人市民税が増えた。

一方、歳出総額は5091億円で、03年度比で約707億円の減。ミューザ川崎シンフォニーホール建設が終了したことなどにより、大きく減少した。市債残高は9085億円に達した。市民一人当たり約69万円にもなる。

【広瀬登】

川崎市の天下り職員 調査報告

望月 文雄

昨秋、大阪市で公務員への不正支給が明るみに出されてから半年。私たちは川崎市の第三セクターであったかわさき港コンテナターミナル株式会社の事後処理における川崎市の対応に問題を感じ、対処する中で、川崎市の第三セクターである、出資法人へ市職員天下り状況を調べる必要があるのではという問題意識が生じた。

そこで、川崎市が出版した「川崎市出資法人の現況」(平成15・16年度版)で調査することにした。川崎市の第三セクターで市の資金出捐が25%以上のもの平成15年度37法人、平成16年度36法人で、法律に基づくと明記されているものは、民法34条によるものが22法人。公有地拡大促進法によるものが土地開発公社(昭和48年2月1日設立)の1法人。信用保証協会法によるものが、信用保証協会(昭和29年8月31日設立)1法人。社会福祉法(法律第45条)によるものが、社会福祉事業団(昭和61年2月1日設立)1法人。地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)によるものが、神奈川県住宅供給公社(昭和41年6月30日設立)と、川崎市住宅供給公社(昭和44年5月1日設立)の2法人で、残りの8法人は根拠とする法律は無い。この8法人に問題の法人が列挙されている。

1、川崎地下街(株)(昭和33年4月18日設立)。この会社は無報酬役員への接待が問題視されて久しい。

2、川崎冷蔵(株)(昭和56年2月1日設立)。この会社の経営が問題視され、市の対処が注目されている。

3、川崎球場(昭和26年4月24日設立)。プロ野球の球場としては狭いのでホームラン製造球場の異名を貰い、プロ球団から見放されて久しく、市も運営に苦慮していることは、市民も承知。

4、リサイクル環境公社(平成2年3月23日設立)。この公社の実用性はどのように発揮されているのか。市民の日常廃棄物への課金が云々される現今での、この公社の実用性に疑問符が付されて良いのではなかろうか。

5、かわさき市民放送(株)(平成8年3月16日設立)。FM79.1MHzという電波で放送するこのラジオ局にスイッチを合わせた市民は、はたして幾人いるのだろうか。最近、初めてFMのこの周波数に合わせたら午後1時半ごろ、宗教談義が放送されていた。視聴率を真面目に調査する必要があるのではないか。

6、みぞのくち新都市(株)(平成7年8月29日設立)。新開発の要求がほぼ終わりを告げる頃に、設立された会社だが、新しく溝口駅周辺の再々開発をするのだろうか。

7、川崎臨港倉庫(株)(昭和35年8月16日設立)。東扇島地区を含んだ巨大な倉庫で、設立は東扇島地域の埋め立て計画中だ。東扇島の市営埠頭の設立とあいまって、膨大な市税投入、破産に至った「かわさき港コンテナターミナル株式会社、(KCT)」を創立させる元凶とも思える倉庫だ。

8、かわさきファズ(株)(平成7年3月29日設立)。この会社はKCTとセットで川崎市がハブ港を目的に設立したもので、KCT破局後は、輸入品は1割を切る状態で国内の流通品の集荷場として、存命の窮地にたっている会社。市長・公務員の侍商法の遺物。

第三セクターの法人としての解明はこれぐらいにして、公務員の天下り先として維持されていると思わざるを得ない第三セクターの役員状況を集計してみた。

役員職総数は496職務で、川崎市の現業職

員が1人で最高12職務を分担していることが判った。職務分担の上位から書き上げよう。

1、中田弘義収入役室長・かわさき市民活動センター監事・川崎地下街監査役・公園緑地協会監事・リサイクル環境公社監事・社会福祉事業団監事・建設技術センター監事・下水道公社監事・かわさきファズ監事・消防防災指導公社監事・博物館振興財団監事・生涯学習振興事業団監事の12役職だ。

2、砂田慎治総務局長・国際交流協会副会長・かわさき市民放送理事・公園緑地協会監事・リサイクル環境公社監事・まちづくり公社理事・川崎市住宅供給公社理事・下水道公社理事・生涯学習振興事業団理事・博物館振興財団理事・川崎球場監事・土地開発公社監事の11役職だ。

以下は役職数と担当職員名を書き出す。

9役職・糊澤孝夫財務局長。7役職・高坂三男市民局長。6役職・井野久明健康福祉局長、寺尾嘉剛(市役職不明)。5役職・東山芳孝副市長、鈴木真生副市長、河野和子教育長、石野厚収入役室、和田義盛(市役職不明)。4役職・石井二郎環境局長、脇領成明建設局長、植松了経済局長、宮川正久(市役職不明)、間嶋快子(市役職不明)。12役職担当から4役職担当までの16人で96役職を分担しており、彼らの殆どが川崎市で現業の局長・副市長たちなのだ。その他に3役職者・8名。2役職者・2名。単数役職者330名がある。

※佐々木幹事の調査では平成13年度収入役の小川澄夫が25の役職で、後任の柏木靖男は21の役職を持っていた。

次に天下りの実態を示す常勤役職者について調べてみた。役職総数64で前職が川崎市の公務員である者が46名で総数に対する割合は71.19%に及んでいた。以下にそのリストを書き出す。(川崎市出資法人の現況に記載の無い前歴は職員録『平成6年度乃至16

年度』で調査)。常勤役職者を設置していない法人は4法人である。

副市長以下次長・局付き理事まで

1、西澤秀夫 平成11年度人事委員会事務局長。川崎市土地開発公社・専務理事。

2、本橋 修 平成13年度総務局理事兼次長。川崎市指定都市記念事業公社・常務理事。

3、中村英彦 平成12年度宮前区長。川崎市文化財団・常務理事。

4、関 正 平成14年度宮前区長。かわさき市民放送(株)・代表取締役。

5、高山克彦 平成13年度環境局長。川崎市信用保証協会・専務理事。

6、鍵和田康夫 平成11年度経済局長。川崎地下街(株)・常務取締役。

7、本宮富賢 平成9年度麻生区長。川崎冷蔵(株)・代表取締役。

8、井上裕幸 平成13年度総務局理事。川崎市産業振興財団・理事長。

9、伊藤久夫 平成15年度経済局理事(派遣)。川崎市産業振興協会・専務理事。

10、田村 現 平成12年度中原区長。川崎市公園緑地協会・専務理事。

11、飯田嘉雄 平成11年度川崎区長。川崎市公園緑地協会・専務理事。

12、根本茂樹 平成9年度健康福祉局理事。川崎市在宅福祉公社・専務理事。

13、鳥海勝男 平成12年度建設局理事兼次長。川崎市まちづくり公社・理事長。

14、黒岩清忠 平成12年度まちづくり局長。川崎市住宅供給公社・理事長。

15、松下 博 平成11年度高津区長。川崎市住宅供給公社・常務理事。

16、白井 淳 平成9年度まちづくり局理事。みぞのくち新都市(株)・代表取締役。

17、引野憲治 平成12年度建設局長。みぞのくち新都市(株)・常務取締役。

18、瀧澤敏雄 平成13年度環境局理事

兼次長。川崎市建設技術センター・専務理事。

19、木口 榮 平成13年度副市長。川崎臨港倉庫(株)・代表取締役社長。

20、青木茂夫 平成12年度総務局長。かわさきファズ(株)・代表取締役社長。

21、渡辺 博 平成13年度水道局局長。川崎市水道サービス公社・理事長。

22、中尾鉄雄 平成9年度消防局長。川崎市消防防災指導公社・専務理事。

23、松下充孝 平成13年度教育長。川崎市博物館振興財団・副理事長。

部長・所長級

1、中村博園 平成13年度総務局秘書部長。川崎市国際交流協会・常務理事。

2、大屋俊文 平成12年度市民局市民生活部長。かわさき市民活動センター・常務理事。

3、鹿川 隆 平成10年度教育委員会事務局総務部長。川崎市信用保証協会・会長。

4、桜井久之 平成12年度経済局公営事業部長。かわさき地下街(株)・監査役。

5、新井基之 平成10年度環境局宮前生活環境事業所長。川崎球場・専務取締役。

6、峰岸是雄 平成10年度総合企画局企画部長。川崎市リサイクル環境公社・専務理事。

7、森田菱正 平成11年度環境局中原生活環境事業所長。川崎市リサイクル環境公社・常務理事。

8、樋口勝美 平成10年度まちづくり局総務部長。川崎市シルバー人材センター・常務理事。

9、松本 紘 平成12年度健康福祉局長寿社会部長。川崎市社会福祉事業団・常務理事。

10、助川 満 平成10年度教育委員会事務局建設部長。川崎市保健衛生事業団・専務理事。

11、水上 勲 平成10年度総務局総務

部長。川崎市まちづくり公社。専務理事。

12、伏見善光 平成11年度建設局土木管理部長。川崎市まちづくり公社・常務理事。

13、須山幸一 平成12年度まちづくり局施設整備部長。川崎市住宅供給公社・理事。

14、中村俊介 平成13年度環境局衛生環境部長。川崎市下水道公社・専務理事。

15、遠山憲一 平成9年度幸区役所区民生活部長。かわさき港コンテナターミナル(株)・取締役。

16、堀内隆雄 平成9年度水道局第2配水工事事務所長。川崎市水道サービス公社・常務理事。

17、木村雄二 平成13年度教育委員会事務局学校教育部長。川崎市生涯学習振興事業団・副理事長。

課長以下

1、永井隆一 平成9年度高津区役所保護課長。川崎市身体障害者協会・常務理事。

2、原 道夫 平成11年度高津区役所健康課主幹。川崎市看護師養成確保事業団・常務理事。

3、松島昭一 平成9年度水道局職員課長。川崎市水道サービス公社・専務理事。

4、田澤邦夫 平成10年度教育委員会事務局学校教育部長。川崎市生涯学習振興事業団・副理事長。

5、小菅正義 平成8年度こ文・上作延。川崎冷蔵(株)・取締役。

6、酒井 昭 平成8年度経済局農政係長。川崎・横浜公害保健センター常務理事。

副市長以下理事に区分した人数は23名で全体との比率は35.94%、部長・所長扱いは17名で、全体との比率は26.56%、課長以下は6名で、全体との比率は9.38%。天下りと確認した人数の総計は46名で全体との比率は71.19%になる。

2002年(平成14年)3月、市長就任翌年に

市の第三セクター「川崎住宅」が元市幹部4名の違法報酬を提供していた事件で、阿部市長は「服務規程を見直し、完全民営化する」考えを表明した(2002年3月20日朝日新聞記事)が、平成16年度「川崎市出資法人の現況」ではいぜんとして、市の出資金は引き上げられておらず、市の第三セクターのままである。この状況から、私たちが調査する必要の項目が示唆されているように思える。

まず、非常勤役員への手当て・報酬の有無、常勤役員の報酬内容は必然であろう。補助金、委託料の使用内容の調査も欠かせない。2004年3月、問題発生した「川崎住宅」の補助金は平成14年度3億9669万5000円から、4420万円で激減し、委託料も15億1216万4000円から13億5789万9000円に減少はしているが、この極端な減少が何故なされたのか。

第三セクター個別法人の財政の内情を克明に調査すべきであろう。完全民営化を口にした市長が問題セクターを民営化せず残存させている理由も追及すべきであろう。

KCT訴訟準備書面

平成17年（行ウ）第28号

原告 かわさき市民オンブズマン
被告 川崎市長

平成17年7月15日

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司
同 高橋 利 明
同 篠原 義 仁
同 渡 辺 登 代 美

横浜地方裁判所

第1民事部合議係 御中

原告は、被告答弁書中の、本案前の抗弁につき、以下のとおり反論する。

① 最高裁判例

被告のいう最高裁判例（平成14年7月16日判決）は、より長めに引用すると以下のとおりである。

「公金の支出は、具体的には、支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）及び支出命令がされたうえで、支出（狭義の支出）がされることによって行われるものである（法第232条の3、第232条の4第1項）。これらのうち支出負担行為及び支出命令は当該地方公共団体の長の権限に属するのに対し、支出は出納長又は収入役の権限に属するのであり、そのいずれについてもこれらの者から他の職員に委任等により格別に権限が委譲されることがある。また、これらの行為に適用される実体上、手続上の財務会計法規の内容も同一でない。このように、これらは、公金を支出するために行われる一連の行為であるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれかを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである」。

すなわち、判例は、支出負担行為と支払命令及びその支出行為については、「互いに独立した財務会計行為」として据え、これに関わる監査請求は、その監査請求内容に対応して「これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となる」と判示している。

② 被告への反論

これを本件監査請求についていうと、なるほど支出負担行為は平成6年5月であるが、支出命令及びその支出行為は、平成17年1

月にほかならない。

従って、支出命令及びその支出行為を基本にしていけば地方自治法 242 条 2 項本文所定の監査請求期間 1 年以内の要件は十二分に充しているところである。

そもそも、支出負担行為に係る本件協定書(甲 4、甲 49、甲 50)の締結は、その締結自体から被告の支払義務が発生することはない。それは、協定書第 5 条の規定からして、融資金につき金融機関が「損失額を被った場合」は、市がその「損失を補償」するもので、具体的には、KCT が弁済期限後 3 ヶ月を経過した時点で、債務を完済しないときは、市は金融機関の請求に対し、「遅滞なく損失補償金を交付する」というものである。

違法な支出負担行為にもとづいて市が損害賠償請求権を取得するのは、現実には損害が発生した場合に限られ、従って、損害発生を待つてその原因となった支出負担行為を行ったものの責任を追及することが、当該行為の日から 1 年を経過した後になることには『正当な理由』がある。

本件にあつては、平成 16 年秋に協定書第 5 条の適用問題が発生し、市は、金融機関からの請求をうけて、平成 16 年 11 月市議会に金融機関への損失補償金の支払金額を 9 億円と定めて、その支払承認を求めるところとなった(甲 76。詳細は請求原因第 5 項参照)。

すなわち、市は、請求原因第 5 項で引用した内容の金融機関との和解案につき平成 16 年 12 月 15 日に川崎市議会に承認を求め、川崎市議会は、同月 16 日、これを承認した。

これをうけて、市は、平成 16 年 12 月 27 日、金融機関との間で議会承認をえた和解案の内容に従って、その和解を成立させ、その結果、はじめて損失補償金の支払につき、具体的、確定的にその義務を負うに至った。

次いで、市は、支払命令及びその支払行為という一連の経路を経て、平成 17 年 1 月 14 日、本件 9 億円の損失補償金の支払を各金融

機関に履行した(甲 77。9 億円に係る各金融機関への支払割合は、すでに述べたとおりである)。

③ まとめ

本件監査請求は、本件支出負担行為にもとづく損害が現実には発生した本年 1 月 14 日から 2 ヶ月に満たない「相当な期間」内になされたものであるから、地方自治法 242 条 2 項但書の要件を充足している。要するに、本件監査請求は、支出命令との関係においては、それがなされてから 1 年以内に申立てられており、支出負担行為との関係においては、正当な理由にもとづく申立期間経過後の申立て(当該行為にもとづく損害発生後、相当な期間内になされた申立て)に該当する。

よって、被告の本案前の抗弁は失当というほかない。

市は何故金食い道路に
固執するのか

鈴木 久夫

高速川崎縦貫道は、市内を通らなくても、建設費が膨れ上がり、交通量は最低でもどうしてもつくりたい道路のようである。

一度決定した公共事業も見直すとの触れ込みの「時のアセス」(作家の倉本聡氏が命名したといわれる)・事業再評価が 3 月 24 日首都高事業評価検討委員会によって行われた。結論は、既に決まっていたように「事業継続」であるが、その検討内容はデタラメとしか言えないお粗末なものであることが、国交省・首都高・川崎市など当事者によって明らかになっている。

縦貫道 7.9km は、現在浮島一殿町 3.5 km が開通し、殿町一大師ジャンクション(羽横線) 2.0 km

が工事中、大師ジャンクションー富士見(15号線)2.4kmは未着工0%の進捗状況である。

ところが、事業費は都市計画時(1991年)2500億円→5684億円(2005年)とウナギ上り、しかも殿町ー大師ジャンクション工事中で4490億円(79%)が支出済み。大師ジャンクションはモグラ工事の段階で本体は形も見えない、大師ー富士見2.4km工事0%で残り1200億円足らずしかありません。

予測交通量は、I期区間18000台/日、浮島ー殿町6000台/日ですが、2004年10月国土交通省調査でもアクアライン11200台/日、浮島ー殿町2800台/日と大外れ。

道路建設の採算性の指標B/C費用対効果は、1.1(横浜環状南線2.2高速大宮線2.0中央環状新宿線2.3とダントツに低い)で採算ギリギリとしていますが、事業費の不足、交通量の減少を正當に評価すれば1.0を割り込むのは当然です。

このままでは、日本一高い道路にクルマはガラガラ、日本一採算の悪い道路となるのは誰の目にも明らかです。

高速川崎縦貫道は、大師ジャンクションでストップ、大師ジャンクション以西は中止することが、膨大な赤字のツケを次代に残さない唯一賢明な道といえます。

このI期計画の採算性を確保する対策としているのが、II期計画の早期実現であるが、II期計画は当初の新川崎副都心ルートの見込みが立たず、ルート・構造すら白紙の状況で都市計画手続き、アセスメント、工事期間を見れば20年以上も先の机上の計画に過ぎません。

この状況に焦りを感じた建設推進関係者の動きが活発になってきています。

川崎縦貫道建設出資金、409号線改築、共同溝費用で543億円(2005年まで)を支出している川崎阿部市長は、国土交通省に乗り込み、縦貫道の早期実現を迫るとともに川崎商工会議所は、川崎縦貫道と東京外郭環状道路

の一本化による早期実現を国土交通省に陳情している。

川崎縦貫道は、川崎市民の悲願である市内の核都心を結ぶ縦線道路(川崎市説明)として建設促進を要望したものです。この要望の中心であった商工会議所が、道路の目的、性格も異なり、川崎市民に何の利益もない通過道路となる川崎縦貫道路と東京外郭環状道路の一本化へのお先棒を担いだことは、川崎縦貫道がどんな道路でも、つくりさえすればいいとの土建利益、談合体質むき出しそのものです。

このように、川崎縦貫道路の建設目的、性格も変更し、I・II期あわせての建設事業費、それと比例して自動的に支出される川崎市出資金や道路関連費用などの膨大な税金をデタラメなコスト計算、予測交通量、費用対効果によって、垂れ流しする責任追及が求められています。

デタラメ、ズサンな計画によって支出させられている川崎市出資金などの事業費に対する川崎市、阿部市長の責任を問う住民監査請求で、高速川崎縦貫道を、大師ジャンクションでストップさせる市民運動をさらに広げていきましょう。

川崎市の市議会が土日出勤手当廃止へ
市議会で方針示す
川崎市は30日、職員の出勤手当を廃止に向け見直す方針を明らかにした。同日の市議会本会議で、公明党の沼沢和明議員の質問に答えた。市労働課によると、市は病院やごみ処理場など土日も交代で出勤する職員に「不規則勤務手当」とし給与全体の3%を上乗せ、さらに、勤務日1日あたり1000円を支給している。支給額は04年度、総額で約4億3000万円。しかし、手当てに「二重支給」との批判もあり、民間企業でも土日勤務が特殊な勤務ではなくなっていることから見直しを決めた。今後、労働組合と協議する。
【広瀬登】

大分県

竹島は誰のものか？

黒田 達郎

1、ソウルで「市民オンブズマン」の基調報告。

3月10日、ソウルで韓国の市民団体が集まって「市民オンブズマン・ネットワークを立ち上げるためのワークショップ」が開かれた。私は冒頭で「日本の市民オンブズマン活動」と題して基調報告をした。韓国でも日本の例に倣って全国的な市民オンブズマンを立ち上げようとしている。

「全国市民オンブズマン連絡会議」が海外でどう思われているか日本では誰も関心はないが、世界規模で見ると市民による行政監視ネットワークとして他に例のない成功例と認識されている。

2、「社会契約書」の調印式に参加。

その前日にソウルのKimkoo博物館で、各省大臣・政党党首・産業界・国民団体（宗教・大学・市民団体など）の四グループのトップ40名が集まって、ノムヒョン大統領臨席の元で「社会契約書」に調印した。社会契約書というのは官・政・業・民の四者がこの国を汚職・腐敗のないクリーンな国にすることを誓う誓約書である。市民オンブズマンの立ち上げは、この誓約書の中に謳われていた一項目だったのである。

私はNPO法人トランスペアレンシー・ジャパン（汚職・腐敗防止のための国際NGOの日本支部、本部ベルリン）の代表として招かれてその調印式に立会人の一人として参加した。

3、竹島問題では韓国は熱かった。

その夜、韓国外国語大学の理事長に招待されて夕食を共にした。当時、島根県議会が「竹島の日条例」を制定しようとの動きがあったので、話題はやがて「竹島／独島」に及んだ。

韓国側の出席者はいずれも日本の植民地時代の歴史に精通しており、独島がいかにか昔から韓国の領土であり、1905年の日本の領土宣言が日本帝国主義の圧力の元でいかに理不尽に行われたかに熱弁を振るった。

私は島根県出身であるが、竹島問題の過去の経緯はまったく知らなかった。本来ならば日本国民として「領有権の正当性」を主張すべきだったのかも知れないが、残念ながら情報量に圧倒的な差があった。

4、日本・韓国双方に「固有の領土」の根拠あり。

勉強不足を痛感したこともあって、帰国後、少し竹島について調べて見ると、どの文献を見ても竹島は日本固有の領土であった。しかし、私が見たのは日本の資料だけで韓国で作成された資料ではない。そこで、さらにインターネットで詳しく調べると、なるほど、韓国側にもそれなりに固有の領土であるとする根拠がある。

日本は竹島のほかにも北方四島、尖閣列島、沖の鳥島などの国境問題を抱えているが、韓国は北朝鮮も含めて独島問題だけである。朝鮮民族が独島を日本に譲渡することは未来永劫にありえない。

5、そもそも島は誰のものか。

そもそも島の所有権を主張できるのは、その島に昔から住んでいる原住民しかありえない。しかし、先進諸国は武力を背景に早い者勝ちで無人島に対して自国の所有権を主張して来た。石原慎太郎東京都知事が5月20日に沖の鳥島に上陸して「これは島だ。日本の

領土だ。文句あるか」と叫んだのも、世界に冠たる自衛隊の戦力の後ろ盾なしには出来なかっただろう。テレビを見た日本国民の大半は沖の鳥島は「岩」であって島ではないと思った。しかし、誰もそれを口に出せない。「非国民」との罵声が一齐に浴びせられるのは必定だからである。領土はどここの国でもセンシティブな問題なのだ。

6、領土拡大だけが国益ではない。

誰も住めない無人島の価値は海洋権益のみである。日本人は、世界中に10億の飢餓人口がいるのに食料品の2割をゴミ箱に捨て、世界の森林資源を非効率に使い捨てて環境破壊している。この上に、なぜ、更なる瞬時の快楽を求めて恥も外聞もなく権益アサリをするのだろうか。

私達は「一坪でも領土を拡大せよ」という前世紀までの国益概念を払拭できないでいる。隣国との友好を深めて人々の交流や商品取引の拡大を図る方が、もっと国益に繋がるのではなからうか？

7、竹島問題の解決法はなにか。

理想的には島を両国の共同所有として行き来を自由にし、資源・漁業をジョイント・ベンチャーで折半することだが、多分「共有」とすること自体に両国内で大きな抵抗があろう。次善は相互に自国の所有権を主張し合ったまま、つまり領土問題を棚上げして海洋権益を折半する策である。

島根県の「竹島の日条例」制定も愚策であるが、韓国の大型巡視艇への「独島」命名もまた愚策である。相互の国民感情をやたらと煽り立てては抜け道のない迷路に入り込むだけだ。

「刺激をしないように所有権問題を棚上げる」外務省の方針は、民族エゴイズムの高揚した昨今の国内世論からは評判が悪いが、ここは「棚上げ」しかないだろう。

靖国神社とは

佐々木玲吉

今年も8月15日がやってくる。今年も敗戦より60年目に当たる。私も疎開中の宮城県の片田舎でB29、グラマン戦闘機等が編隊で通過、或いは爆弾投下していったことを鮮明に記憶している。

今世界の論調は、中国・韓国はいうに及ばずわが国の靖国神社に注がれている。6月22日付米紙ニューヨーク・タイムズ、23日付USAトゥデー、28日付仏紙ルモンド、7月19日付英紙フィナンシャル・タイムズ等、一齐に「日本の過去の軍国主義美化」「ネオナチの危険性」について論評している。

靖国神社には東条英機をはじめとする政治家A級戦犯らが合祀されていることは皆の知るところである。神社側の説明によれば、「大東亜戦争」は米国に挑発され、止むを得ず戦ったものだ、東京裁判は戦勝国による勝手な軍事裁判だ、だから東条英機らは靖国神社に神として祀られるのだ、ということになるらしい。いちいち反論するのも馬鹿馬鹿しくなる。

振り返れば1941年首相に就任した東条英機、そしてその閣僚政治家らは、当時としても多々あったであろう日本の進路・政治の選択肢の中から「外交は武力によって決着をつける」とする最低最悪の道を選んだのである。その結果として世界の、特にアジアの人々に多大な人的物的損害を与え、日本人も300万人余の戦死・戦没者を出し、国民全てが塗炭の苦しみの中に陥れられた記憶は生々しい。その非常識極まりない最低最悪の政治家を神として祀るとは！

しかも、その靖国神社に小泉総理は正装して参拝しているのである。中国、韓国の要人と会う時は、平和を祈願し不戦を誓っている

のだと言いつくしているが、彼を取り巻く環境、言動等からして、戦前帰郷“大東亜共栄圏”の樹立を東條らに誓いを立てていると思われても仕方あるまい。

小泉総理を純ちゃんなどと呼び強力に支援している都知事石原慎太郎は「国家や民族を背景にした戦争の中で、個人の責任や義務を日本人は心得て死んでいった。時代や立場を超えた絶対的価値これが靖国である」（週刊朝日7月15日号）と述べたり、都議会議員選挙、自民党応援演説では「となりの中国は戦争に勝ったこともなくせに、私たちは中国に負けた覚えはないんだ」とか、「近く総理と会って、日本の将来のため8月15日靖国神社に参拝するよう云う」などと叫んでいる。また、自民党改憲素案には、九条廃止、天皇の元首化、国民の義務（兵役）等が並んでいる。

戦後60年目わが国は大事な時期に差しかかっています。為政者に再びあやまちを犯させないよう平和憲法をしっかりと守っていきましょう。世界は注目しています。

公害裁判の和解を口実にした 公害まきちらしと税金の ムダ遣いの国道一号拡幅計画

昼間 忠男

2001年8月、国と川崎市は幸区を南北に走る国道一号の小向仲野町～柳町の2.8kmを現在幅員23mを40.5mに拡幅する計画を発表し、沿道住民の反対を押切って、多摩川大橋直近の200m区間をモデル事業として土地買収と住民立退きを強行しています。

50年も昔の1951年に30mに拡幅する都市計画決定をしたまま、今日まで眠っていたものを「沿道法」を利用して、沿道環境整備に名を借りて拡幅しようというものです。沿

道住民に配布された約1万部のリーフレットは、故意に都市計画法と沿道法を混同させ、沿道法による40.5mまでの拡幅が最終的には土地収用法をつかって強制的に立退かなければならないような誤解を与えるものでした。

寝耳に水のこの計画に驚いた地権者と沿道住民は、夜間の住民説明会にも拘らず約300名が会場の幸文化センターに集まり、国と川崎市に矢のような質問を浴びせかけました。

「50年も昔の拡幅計画をなぜ、今実施するのか」との住民の鋭い質問に対して、国の説明は「川崎公害裁判の和解に基づく環境改善が目的」と説明しました。

地権者と沿道住民は、翌年の2002年6月「川崎国道一号問題協議会」を結成し、道路拡幅と住民立退き反対、環境改善の運動を進めています。協議会は「国道一号沿線は公害激甚地域である、道路拡幅は車を呼び込み、大気汚染を拡大する。川崎公害裁判の和解条項は、公害対策と環境改善であって、住民追い出しの合意ではない」を基本に計画の撤回を求めています。

国道一号の「遠藤町交差点」付近は市内で最も大気汚染の激しい地域であり、住民は大気汚染や騒音、自転車がすれちがえない狭い歩道など環境改善を望んでいます。協議会は道路拡幅と現行の片側3車線を2車線に削減し、1車線分を歩道の拡幅と緑地帯にするよう要求しています(同じ国道一号の横浜市鶴見区から神奈川区にかけては、片側3車線を2車線にし、歩道を拡幅している)。また、モデル事業の中止、前回と同規模での住民説明会の開催、沿道法の適用には地権者住民の同意が必須条件であることなど修正したリーフレットの再配布(1万部以上)を強く要求しています。

道路拡幅計画が発表された直後、協議会は国土交通大臣、国交省横浜国道事務所長及び阿部川崎市長の三者に対する道路拡幅と住民立退き反対の署名運動を行いました。特に阿

部市長に対しては、この事業の全体予算 170 億円のうち、国が 3 分の 2、川崎市が 3 分の 1 負担で、川崎市の税金分は 57 億円であることを指摘し、市長が「財政危機」を理由に、「行財政改革プラン」を打出し、市民に福祉の「見直し」を迫る一方で、国道一号の拡幅に巨額の税金を投入することは「税金のムダ遣いと大気汚染の拡大になる」と撤回を要求しました。しかし、市長の回答は「環境改善は重要、何の齟齬もない」と、にべもない回答が返ってきました。

国道 1 号計画が発表されてから 4 年、国・川崎市は協議会の住民説明会開催と正しく修正したリーフレット再配布を頑に拒みながら、モデル事業区間の土地買収を 9 割程終了して、市立総合科学高校の塀を 3.5 m セットバックするなど既成事実をつくりあげています。国が公害裁判の和解条項を曲解して、新たな公害をまきちらす道路拡幅を強行することは許せません。和解条項は次のように述べているのです。「本件地域(川崎区・幸区)は現在においても環境基準を上回る高濃度の汚染地域となっていることを認識し…環境基準達成に向けて真摯に取り組む」「本件地域の交通負荷を軽減し、大気汚染の軽減を図るため…実施に努めることとする」。

和解条項を実現するために設置された協議機関である「川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会」(公害裁判の当事者であった原告・弁護団らと国・道路公団で構成)でも国道一号拡幅問題を取りあげ、国を厳しく追及しました(04 年 7 月、05 年 7 月に開催した連絡会)。

国は沿道住民との交渉で双方が合意したものを、次には一方的に反古にする不当な態度をとっています。沿道に配布したり、リーフレットを修正することについて、前回双方が合意のものと後から一方的に修正(改悪)してきたものもその一例です。

① 「沿道法」の適用には「地権者全員の

同意が必要」なことを削除。

② 30 m の都市計画決定が 50 年前の「昭和 26 年」であることを明記することを削除。

③ 「事業の目的」としてあった「騒音の環境基準達成」と「自動車の排出ガスによる影響の緩和」を削除し、「沿道環境の改善」に変更。

こうした不誠実な国に対しては、沿道住民・地権者の協議会だけの問題にとどまらず、和解の当事者である原告団らも自らの課題として本腰を入れた闘いが求められています。

直接の交渉当事者である国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長に誠意ある回答を迫っています。

(投稿・国道一号拡幅問題協議会事務局長)

道警 内部告発者の保護制度始動

北海道警は、不祥事などの内部告発をした職員を保護する制度を始めた。昨年 11 月に内部告発により、裏金問題が表面化したことなどを受けた。警察庁によると、明文化した形での保護制度は全国の警察で初めてという。

内部告発を受け入れる「監察目安箱」という制度の中に採り入れた。通報を理由にいかなる不利益な扱いもしない

ことや、通報者がだれであるかを調査しないことなどを内規に盛り込んだ。このほか、職員が道公安委員に内部不正などを直接告発できるようにする仕組みも設けられる。

ホームページの衣替えをしました

川口 洋一

ホームページの表紙を変えました。前面に予定表を置き、いつ・どこで・何があるかが一目でわかるようにしました。これを見て拡大幹事会や学習会の参加者が増え、裁判の傍聴に出かける人が増えると期待しています。

図書室にはこれまでに「かながわ市民フォーラム」の折井さんに作っていただいた会報のバックナンバーがあります。総会の際に出される資料集のバックナンバーも置くつもりでいますがまだ出来ていません。裁判の記録もこれから作っていきます。というように未完成の部分が多いのですが、これからに期待して情報や注文をお寄せください。ページの下部に事務局宛のメールを発信できるようにしました。

最後になりましたが、ホームページのURLが変わりました。新しいURLは

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp>

です。

そして折井さん長いことホームページの維持管理をありがとうございました。ちょっといじっただけですが、かなりの労力であったと思い敬服しております。

編集後記

〇いよいよ三セクに取り組みます。望月幹事を先頭に、佐々木幹事らが丹念に資料を纏めております。8月4日には事務所で学習会を行います。関心のある方はおいで下さい。

〇朝日新聞とNHKの論戦？ どうごらんになっていますか。「政治家の圧力」ということば。NHKは自ら進んで番組を報告に政治家のところに出向いているのだから政治家の発言を圧力と感ずる神経を持ち合わせない。朝日は政治家の許に行かざるを得ない政治的風土を報道への政治的圧力と捉えているようだ。噛み合うはずがない。

〇人権の定義すらはっきりしないと悪評高い人権擁護法案の上程はなくなり、与党は共謀罪の成立を断念したという。共謀罪たるや法務省の提出する案件なのだろうかと思ふほど箸にも棒にも掛からぬものだと思うが、翻って今これらの法案を提出する理由を世界の情勢や日本経済の現状と考える合わせると、皆

さんいろいろ思い当たる節があるのではないのでしょうか。

〇本号ではリニューアルのホームページと市民オンブズマン全国大会のお知らせ、国道一号拡幅問題協議会事務局長の昼間さんの投稿を掲載しております。(清水)

お知らせ

会計担当の渡辺幹事が不運にも交通事故に遭い重傷を負ってしまいました。このため会計報告が遅れておりますがお許しいただき、とりあえずカンパの報告をいたします。

2005年5月25日～7月31日の間に久保文子さん、光田久美子さん、土井英子さん、森田延彦さんからカンパをいただきました。ありがとうございました。

渡辺さんの快復を祈り、一日も早く戦線復帰を期待したいと思います。

第12回 全国市民オンブズマン別府大会

もっと広げよう、情報公開!

～あの手この手の公金横領・不正支出にストップを～

情報公開の意義と到達点を確認したうえで、現在問題となっている合併に伴う市町村の情報公開の後退、警察の全部黒塗りの情報公開、一部事務組合・実行委員会の情報公開の問題などについて検討し、情報公開のこれからのあり方と運動論を議論する。

日時 2005年 9月10日(土)13時～11日(日)13時

会場 ビーコンプラザ 【地図は裏表紙にあります】

大分県別府市山の手町12-1 TEL 0977-26-7111

参加費 5,000円 (約500ページの大会資料を配付いたします)

懇親会費 5,000円 (ビーコンプラザ)

大会の主な内容

9/10日
12時開場

全体会

- 13時～ 開会、実行委員長挨拶、基調報告
- 13時15分～ 全体報告 新海 聡
- 14時15分～ 記念講演 補助金に関する全国一斉情報公開の結果報告等
「驚くべき長野県の県政改革-政治家の着を壊し、真の県民益をつくる」
弁護士 松葉謙三
前長野県副知事兼兼会計局長、元全国市民オンブズマン連絡会議代表幹事
- 15時30分～ 各地報告
- 17時30分～ 最優秀包括外部監査人表彰
- 17時40分～ 決議、大会宣言

懇親会

- 18時00分～ プロのジャズ演奏家による生演奏を聴きながら大分の郷土料理や地酒、焼酎などを存分に味わって下さい。
終了予定20時です。

9/11日

分科会

- 09時00分～ ①議会改革 ②公共事業 ③統合・入札改革
- 12時00分 ④補助金・業務委託問題 (包括外部監査)
- ⑤情報公開 ⑥警察問題
- 12時15分～ 全体会 (分科会報告等)
- 13時00分

■お問い合わせは「第12回 全国市民オンブズマン別府大会」実行委員会まで

〒870-0047 大分市中島西1丁目4番14号 市民の権利ビル3階
TEL 097-533-6543 FAX 097-533-6547
mail:shimin-lawoffice@viola.ocn.ne.jp
第12回全国市民オンブズマン別府大会実行委員会
事務局長 河野 聡

今後の予定

月例会議・学習会 いずれもどなたでも
ご参加いただけます。

2005年

8月 1日 (月)	会報第48号印刷・発送	13:30	中原区役所
8月 4日 (木)	三セク天下り学習会	14:00	川崎合同法律事務所
8月16日 (火)	第4回拡大幹事会	18:30	中原市民館和室
8月31日 (水)	KCT損害賠償第2回公判	13:30	横浜地裁502号法廷
9月10日 (土)	市民オンブズマン全国大会第1日 (別府)		
9月11日 (日)	市民オンブズマン全国大会第2日 (別府)		
9月20日 (火)	第5回拡大幹事会	18:30	エポックなかはら
9月25日 (日)	会報第49号原稿〆切日		
10月 3日 (月)	会報第49号印刷・発送	13:30	中原区役所予定
10月18日 (火)	第6回拡大幹事会	18:30	中原市民館和室

8月の拡大幹事会は中原市民館
9月はエポックなかはらです

発行 **かわさき市民オンブズマン**

所在地 郵便番号210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp>

E-mail: esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第48号 編集スタッフ 清水芳治・佐々木玲吉 2005.8.1.